

大阪市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書について

令和元年 6 月 18 日

【事案の概要等】

○事案概要

- ・ 市立中学校 1 年在籍時（平成 28 年度）の同級生らによる暴行等により、2 学期以降不登校となった事案

○保護者要望内容

- ・ 第三者委員会を設置しての事実関係の調査

○諮問書の「調査審議の範囲」

- ・ 本件事案の要望に係る事実関係の調査
- ・ 本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の適否
- ・ 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置

○経過

- ・ 平成 29 年 6 月 30 日、第三者委員会設置（部会による調査審議 22 回）
- ・ 令和元年 6 月 18 日、調査報告書手交

【報告書の内容】

○いじめの有無の認定について

- ・ 加害者側の行為について、いじめがあったと認定されている

○学校及び教育委員会の対応について

第三者委員会からの指摘事項

- ・ 学校は被害者の心情に寄り添えていなかった
- ・ 学校は被害者の訴えを「いじめ」として明確に認識せず、「いじめ対策基本方針」に従った対応ができていなかった
- ・ 教育委員会も学校に対して「いじめ等対策委員会」の開催について指導・助言していなかった
- ・ 結果として、平成 27 年 7 月策定の「いじめ対策基本方針」が機能しなかった

○再発防止のための措置について

第三者委員会からの提言事項

- ・ いじめの早期発見のための実効性のあるアンケートを実施すること
- ・ 教員によるスクールカウンセラーの活用
- ・ 学校や学級の雰囲気に応じた集団作りや個別支援を行うこと
- ・ 外部機関と連携しながら子どもを支えるシステム「チーム学校」としていじめ対応を行う必要がある